

令和8年7月22日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

議員名 芦谷 英夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

記

- 1、視察先 東京都世田谷区、岩手県矢巾町
- 2、視察事項 世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について
矢巾町まちづくりにおけるフューチャー・デザインの活用について
- 3、視察の目的（市政との関連など） 議会でのハラスメントの問題、将来を見据えた行政計画の策定、行政の運営などの課題に対し、その施策のあり方など調査研究
- 4、期 日 令和8年7月14日（火）世田谷区議会
15日（水）岩手県矢巾町議会
- 5、経 費 ガソリン代 1,710円（萩・石見空港往復往復）
飛行機代（宿泊代含む）50,100円
新幹線代 20,600円（東京⇄矢幅往復）
地下鉄・JR運賃 2,386円（羽田空港⇒渋谷536⇒
世田谷区役所⇒ホテル1,132⇒東京駅⇒矢幅駅⇒上野⇒浜松町199
⇒羽田第2ターミナル519
タクシー代 966円（渋谷⇒世田谷区役所）
計 75,762円
- 6、視察のポイント・議員活動や市政への反映など 視察の目的に掲げたことがらについて市政に反映すべく議員活動する
- 7、視察の概要 別紙のとおり



「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」及び
矢巾町まちづくりにおけるフューチャー・デザインの活用」

令和8年7月22日

- 1 期 日 令和8年7月14日（火）～16日（木）
- 2 視 察 先 東京都世田谷区、岩手県矢巾町
- 3 視 察 者 市民クラブ 芦谷英夫、小川稔宏、戸津川美二
- 4 概 要

(1) 「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」について

- ① 【要点】日時＝7月14日（火）15時～16時15分 世田谷区議会
挨拶・説明＝世田谷区議会事務局 庶務係長 小座間俊彦、調査係長 末吉謙介、主任 櫻井大輔
- ② 令和元年5月、職場におけるパワーハラスメント防止策を事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が成立し、令和2年6月から施行され、事業主の方針の明確化と周知啓発、相談など必要な体制の整備、パワハラに対する事後の迅速かつ適切な対応などが義務づけられた。
- ③ 世田谷区は令和2年4月から、職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針を運用し、セクハラ、パワハラのほか妊娠、出産、育児、介護休業などに関するハラスメントも対象とし、職員相談の体制整備、区外部のハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメントの苦情を調査・審議し、公正な対策を図るハラスメント対策委員会を設置した。
- ④ 区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例は、「川越市議会ハラスメント根絶条例」をもとに区総務部の協力を得て条例案を検討されたが、両区市の条例を比較すると、川越市議会条例にある議長の責務「・・・迅速かつ適切に必要な措置を講じ・・・」※1、及び、事実関係の把握等「議長による・・・事実関係の把握、会派代表者からの意見聴取・・・」※2の事項が削除されている。
- ⑤ 議長の権限、責務である「議場の秩序の保持」（地方自治法104条）、「訴訟の代表」（法105条の2）、「議場の秩序維持」（法129条）～「注意の喚起」（法131条）など規定されているが、※1、※2に見られるように川越市条例に比べ議長の権限、責務を抑制的に定めている。
- ⑥ 条例制定の基本的な考え方は、議会では自由な言論は尊重され保障されているが、議会の権威を確保するため、議場の秩序を乱す、品位を落とす発言、無礼な言葉の使用禁止などを定め、これらに反する場合、議長や委員長による制止、発言取り消しが可能であり、他議員からの懲罰動議の提案も可能であることから、議会の自浄作用は担保されている。（⇒と説明されたが、自浄作用は機能しているのか？）
- ⑦ 世田谷区議会では、上記、自浄作用は機能させるとし、議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為は許されないとしている。議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは顕在化しにくく、職員の尊厳を傷つけ、回復不能な肉体的・精神的な被害をもたらす、それは人材の喪失、行政の停滞を招き、議員に対する区民の信頼を裏切ることになる。
- ⑧ 条例制定後、ハラスメントの定義、判断基準、事例紹介などハラスメント防止研修の実施、条例実効性担保に向け研修実施回数を増やすこと、さらに条例の実効性担保に

向けた検討、議員間や職員から議員へのハラスメント、第3者性或専門性が担保された相談窓口の設置などについて「議会制度研究会」での協議を行っている。

- ① 【所感】上記④⑤のとおり、川越市条例に比べ議長の権限、責務を抑制的に定めており、上記※1、※2のとおり、議長の責務である「必要な措置を講じる」「事実関係の把握、会派代表者からの意見聴取」などは、議会の権能を高める必須な事項であり、この背景に議会の力関係があるのではないか。
- ② 令和7年の労働施策総合推進法改正でカスハラの規定が盛り込まれ、調査によると民間に比べ自治体などのカスハラは3倍に達するとされており、7年時点でカスハラ対策を条例化しているのは、9自治体（都道府県5、市町村4）で、美郷町の条例化は中国地方、山陰地方では初である。
- ③ 浜田市議会議員政治倫理条例では、ハラスメントに対する審査請求、政治倫理審査会の設置、政治倫理基準違反に対する措置「辞職の勧告」などが定められており、議員の自律性、議会の自浄作用を高める必要がある。
- ④ 議会申し合わせ事項にある、議会での不適切な発言、議会外での行動や発言など議会の品位や名誉を汚す行為を厳しく禁止し、政治倫理条例にあるハラスメントの禁止、情報発信による名誉棄損等の禁止を徹底させるとともに、議会運営委員会による人権やコンプライアンスに関する研修の開催を定めており、現在の状況を見て、研修の開催を増やすことを検討する。
- ⑤ 浜田市はカスタマーハラスメント防止条例を制定する作業を進めているが、庁内外にいろいろな問題を抱えており、浜田市独特の状況、特異性などを整理し、きちんと機能する条例を制定する必要がある、市議会の取り組みを加速させ、執行部と議会の整合を図る必要がある。
- ⑥ あわせていろいろなハラスメントは、市内でもまん延しており、大きな人権問題であり、カスハラ防止条例にとどまらず、人権を大事にする、暮らしやすさ、市民に安心を与える、浜田市にこのような風土、文化が必要であり、人権を尊重するまちづくり条例、人権教育・啓発推進基本計画などの進化と機能の発揮が必要である。

(2) 「矢巾町まちづくりにおけるフューチャー・デザインの活用」について

- ① 【要点】日時＝7月15日（水）13時40分～15時40分 矢巾町議会
挨拶・説明＝矢巾町議会議長 廣田清実、議会事務局長 吉田徹、未来戦略課長 花立孝美、上下水道課長 立花真記、上下水道課経営係長 岩館貴紀
- ② 矢巾町は盛岡市のベッドタウンとして発展し、人口27千人、面積67km²（浜田市の約10分の1）、人口増加率、地価上昇率、住み続けたい街ランキング、勢いのある街ランキングなどで岩手県内1位、集住率上昇幅は全国1位などの自治体である。交通アクセスが良く、都市と田園風景の調和、コンパクトな市街地形成、教育・医療・福祉施設の充実、人口増・若者が増えている。
- ③ 矢巾町の課題として、住民協働の意識が低い、小さな町で資源が少ない、自治体基盤から人口減少による消滅危機、消滅可能性自治体とされており、未来を見据えて住民参加によるまちづくりを進めている。
- ④ まちの水について本気で考える、水道サポーターワークショップを開催し、将来ずっ

と安心な水を使うためには水道料金を上げる必要がある、との提案に至り約6%の水道料金の値上げにつながり、このことがNHKで放映されフューチャー・デザイン（FD）の研究者から共同研究の打診を受ける。

- ⑤ フューチャー・デザイン（FD）とは、人々が将来可能性を発揮できる社会の仕組みのデザインとその実践をすることで、将来可能性は現在世代が自分の利益を差し置いても、将来世代の利益を優先するという可能性で、京都先端科学大学の西條辰義特任教授がその第一人者である。
- ⑥ FDは、将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという、問題意識に立ち現世代が将来可能性、将来世代の利益のための思考・行動を発揮できる社会の仕組みをデザインすることであり、その有力な手法の一つが「仮想将来世代」という立ち位置をつくり、それは仮想将来可能性の高い選択をする傾向が強まるとされている。
- ⑦ 仮想将来世代を含むグループでは、持続可能性の高い選択をする傾向が強く、現代世代は現状の課題や満たされていないニーズから議論が展開されるが、仮想将来世代は将来の社会状況を予想し、長所伸長型、理想とする未来の姿を描き、そこから逆算して今こそすべきことを導き出す思考＝バックキャスティングも見られる。
- ⑧ 矢巾町ではFDワークショップ（WS）手法を活用しており、令和元年後期総合計画（後期基本計画）策定では町民25人参加、110件提言のうち事業レベルを除く55件を計画に反映し、平成27年まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定では4グループ、現在世代では今の延長で未来を推測し、目前課題を解決する、未来世代は独創的・複雑で困難な課題に挑戦などの結果となった。
- ⑨ 令和3年の、庁内政策企画WSは5人参加、新規政策分野について町の取り組みの方向性の原案の検討。SDGs研修に職員14議員10人が参加しFDを活用し地球温暖化などへの理解を深め、新たな思考・発想法としてFDを体験。庁内政策企画WSでは大学生18人参加、未来を担う若年層に国や自治体の予算編成の仕方を知る、財政に関心を持ってもらうことなどを実施している。
- ⑩ FD活用のメリットは、アイデア創出の活性化、学びの手法（気づきの獲得・公共心の涵養）、バックキャスティングによる将来失敗回避の検討、住民参加・協働意欲の喚起、立場や利害関係を超えた合意形成・連携促進などがあげられ、住民が変わる、（仮称）FD町民＝住民協働の頼れるパートナーに、を掲げている。
- ⑪ 令和4年にはワシントンポスト紙に「矢巾町の未来人になったつもりで将来を考える」取組と紹介され、国は財政制度等審議会「令和5年度予算の編成等に関する建議」において「・・・次の時代を担う若者世代を含めて、FDの考え方を活用した議論に社会各層を広く巻き込み、当事者としての関心を高めていく・・・」としている。
- ① 【所感】FD手法の導入は、地方自治の主役は市民であり、いわば地方行政への市民参加を基底に置く考え方であり、市民目線に叶う行政運営とそのための手法が求められ、議会においても行政の現場においても、そのことを第一とすることが必要であり、特に議会において住民自治の理念を実践する必要がある。
- ② 行政計画の策定は、コンサルがその業務を担うことが通常であり、自治体の状況、首長など行政の方針、必要に応じて住民アンケートの実施、そして審議会での議論を経て策定され、議会はそれを追認することになり、住民ヒアリングなどを実施することなど真の住民参加は弱いのが現状である。

- ③ 浜田市の国勢調査人口減少率は、都道府県で最も高いのは秋田県の8・1%、島根県は6・2%、浜田市は10・5%も減少しこれからの浜田市政が問われ、FD手法の導入による、次世代の意見、提言などを行政計画に反映させるとともに、通常の行政運営にも生かす必要がある。
- ④ 浜田市では行政に参画しているのは、地域協議会、行政連絡員、まちづくり推進委員会、自治会長、町内会長、各種委員など各般にわたっているが、これらからは地域の課題や要望などの聴取にとどまり、FD手法により将来を見据えた、将来からの視点を取り入れることなどなく、若い世代からの意見聴取なども弱いのが現状である。
- ⑤ 地方においては一般的に、既存の強者が強いまま変わらない、新しい価値が生まれず産業も育たない、若者に対する投資は進まない、多様な価値観が受け入れられないことから若い人は出て行き、戻って来ず、縮小し閉塞感に覆われることになり、ここは人の交流を進め若者を主役にする、新しい価値の創造などが必要であり、ここにFD手法の可能性がある。
- ⑥ 市長は「自治の力をつくる」、「育ち、育てる」など市民の市政への参加、地域の実情や市民の声を聴く、地域自治・住民自治を進める、そして地域の一体感をつくり、地域の元気をつくる、などの方針を掲げ市政運営にあたっておりFDの要素が垣間見られるが、議会としてこのことが前に進むよう不断のチェックが必要である。

—以上—